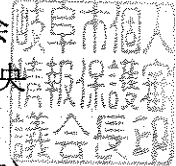


答 申 第 2 1 1 号
平 成 2 9 年 6 月 1 6 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年6月7日付け岐阜市民市第175号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案

(1) 事案の概要

本市では、歯・口腔の健康の保持・増進を図るため、「第三次ぎふ市民健康基本計画」にて、「40歳節目歯科健康診査で歯周病にかかっている者の割合の減少」の目標値を定めているが、現状として目標値に達していない。目標達成のため、30歳、35歳の節目歯科健康診査を実施しているが、既に30歳で歯周病にかかっている者が多く、より若い世代に歯科疾患の予防の啓発を行う必要があるため、25歳になった者に対し、歯科疾患の予防に係る啓発文書の送付を実施する。

そのため、送付対象者の抽出及び郵送用封筒に貼付するタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

(2) 送付対象者

平成28年に25歳になった市内在住の者（4,000人）

(3) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

送付対象者の郵便番号、住所及び氏名

2 意見

適当なものと認める。

次年度以降においても、今回諮問した内容と前提が全く同じならば、当審議会に諮らずに保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することを適当なものと認める。